

# スマートステーションサービスの利用に関する規約

## 第1条（総則）

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社（以下「SC」といいます。）は、多チャンネル放送サービス契約約款（以下「多チャンネル約款」といいます。）、株式会社コミュニティネットワークセンター（以下「CNCI」といいます。）が提供する MediaCat インターネットサービス契約約款（以下「インターネット約款」といいます。）に規定するサービスを受けるものに対し、このスマートステーションサービスの利用に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、スマートステーションサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。（以下、本サービスを受けるものを「加入者」といいます。）

## 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）または電気通信事業法及び関連法令等において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) Smart TV Box	本サービスの提供に限り使用される、放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下「STVB」といいます。）
(2) au ID	KDDI 株式会社が発行する au ID（以下「au ID」といいます。）
(3) コンテンツ	SC や提携事業者等が提供する各種の有償または無償のコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）
(4) コンテンツサービス	コンテンツサービスは、コンテンツを提供するサービス。インターネット接続サービスの一つの機能として提供されるサービスであり、インターネット接続サービスに関する規定を全て準用します。

## 第3条（規約の適用）

本規約は、SC が提供する本サービスに関し適用されるものとします。

- SC は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
- 放送サービスについては多チャンネル約款、インターネット接続サービスについてはインターネット約款に規定されている事項と、本規約に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先します。特段断わりが無い場合は、それぞれのサービスに関する規定は、それぞれの約款の規定に準じます。
- SC 及び CNCI が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

## 第4条（提供するサービス）

SC 及び提携事業者は本サービスの加入者に対し、そのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

### (1) SC が提供するサービス

- SC は、多チャンネル約款及びインターネット約款ならびに本規約に基づき、STVB を設置します。
- SC は、STVB を利用したコンテンツサービスを提供します。

#### (ア) 自動的に利用可能となるコンテンツ

STVB の利用に際し、別記 1 に規定するサービスが自動的に利用可能となります。また SC が別に定める利用条件等を遵守いただくものとします。

#### (イ) その他コンテンツ

SC が別に定める利用規約を承諾いただくことで利用可能となります。

### (2) 提携事業者が提供するコンテンツサービス

提携事業者は、次のコンテンツサービスの提供を行います。SC は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、SC の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

#### ①セキュリティソフトウェア

別記 2 に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本コンテンツサービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、STVB を利用いただく場合は、本コンテンツサービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

#### ②その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本コンテンツサービスの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

2. 前項に定めるサービスは、SC 及び提携事業者の都合により変更もしくは終了することがあります。

#### 第 5 条 (au ID の提供)

STVB の利用には KDDI 株式会社 が提供する「au ID」が必要となります。

2. 加入者は STVB を利用する場合は、KDDI 株式会社 が別に定める「au ID 利用規約」に同意していただきます。また、STVB1 台につき 1 個の「au ID」を予め提供しますので、申込時に暗証番号を設定していただきます。
3. 加入者は、STVB 上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等のために、前項で払い出された「au ID」が設定されている STVB の機器情報を、SC が KDDI 株式会社 へ提供することについて承諾いただきます。
4. 第 2 項で提供された「au ID」は、契約者が本サービスを解約した場合においても、自動的に解除はされません。解除する場合は、提供元の KDDI 株式会社 へ解除手続きを行うものとします。

#### 第 6 条 (提供条件)

本サービスは、別に定めるテレビサービスプラン及びインターネットサービスプランの加入者に限り、提供します。

2. STVB を利用したインターネット接続サービスには、インターネット約款に定める第 39 条 (禁止される行為) を準用します。
3. 加入者が、多チャンネル約款及びインターネット約款に定める規定に反していると SC または CNCI が認める場合、本サービスを提供しないことがあります。
4. SC は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) KDDI 株式会社 が定める「au ID 利用規約」に同意いただけない場合。
  - (2) 提携事業者が別途定める規約等に同意いただけない場合。

#### 第 7 条 (継続利用期間)

本サービスの継続利用期間は、別に定めるものとします。

2. コンテンツについては、各種コンテンツの定めに従います。

#### 第 8 条 (利用料金)

加入者は別表に定める料金表に従って本サービスの利用料を支払うものとします。

2. 加入者が第 5 条第 2 項で提供された「au ID」を利用し、STVB の画面上で各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権の一部 (物販系コンテンツ等に関する債権を除く) は、SC が KDDI 株式会社 から au かんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、SC の債権として前項の利用料と合わせて計算し、加入者は支払うものとします。
3. 加入者は、加入者の責めによらない理由により、STVB の利用ができない状態が発生した場合においても、第 4 条に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により、利用料の支払いを要します。
4. SC は、本サービスの料金を変更することがあります。
5. 支払い方法その他については、多チャンネル約款、インターネット約款に基づいて取り扱います。

#### 第 9 条 (消費税)

加入者が SC に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、SC に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 第 10 条 (責任の制限)

SC は、本サービスの内容を変更又は終了することがあります。変更又は終了によっておこる損害の賠償には応じません。

2. SC は、本サービスの中断、天災、事変その他 SC の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対する損害賠償には応じないものとします。
3. SC は、STVB の利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害 (第 4 条第 1 項の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、及び STVB を利用できなかったことにより発生した加入者と第三者間との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

#### 第 11 条 (免責)

本サービスに関して、SC が加入者に対する負担の責任は、第 10 条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生

しないものとしします。

- (1) STVB に接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合及び録画物等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。）の消失、破損等が生じた場合。また、STVB 等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。
  - (2) STVB（蓄積、記録用媒体等）に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。
  - (3) STVB と連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。
  - (4) 第 3 条第 1 項①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。
2. 加入者は、本サービス提供期間中、STVB を加入者自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解又は損壊しないものとしします。これに反した場合は、加入者自身の負担により復旧するものとしします。
  3. 加入者は、SC が必要に応じて行う場合がある STVB の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとしします。

#### 第 12 条（サービスの停止及び解除）

SC は、加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、加入者への事前通知又は催告なしに、直ちに当該加入者に対し本サービスの提供停止、又は利用資格の解除をすることができるものとしします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、SC は一切の責任を負わないものとしします。

- (1) SC への届出内容に虚偽があったことが判明した場合
  - (2) 本サービスの提供を妨害した場合
  - (3) 本規約又は多チャンネル約款、インターネット約款のいずれかに違反した場合
  - (4) STVB の利用に関連して、SC、他の加入者又は第三者に損害を与えたことが明らかな場合
  - (5) その他、SC が加入者として不適切と判断した場合
2. 加入者が、第 6 条に定める提供条件のテレビサービスプラン又はインターネットサービスプランの解約、又は該当プラン以外への変更をしたときは、本サービスも同時に解約するものとしします。
  3. 前項による解約もしくは変更の場合、SC が提供した STVB を撤去いたします。その場合、加入者は撤去及び必要機器への交換に要する費用を SC に支払うものとしします。

#### 第 13 条（貸与品について）

加入者は、SC からの貸与品の取扱いにおいては、十分に注意して行い、故障に際しては加入者の責に帰すべき理由のときには、その修理代金を全て負担するものとしします。

2. 加入者が、STVB 及び関連付属機器等のウイルス駆除等の予防策を怠った場合、高所等からの落下、浸水、焼失及び滅失の場合は、理由の如何にかかわらず、加入者が修理代金もしくは損害金の全てを負担するものとしします。
3. SC は、加入者からの要請に基づき、前 2 項に該当する故障した貸与品等の交換・修理等を行った場合、SC が交換・修理に要した費用を請求することがあります。
4. 貸与品について、その機能に支障がない場合でも、外装の傷やシール等の痕跡等により、SC は機器損害金を請求することがあります。
5. 上記第 1 項から第 4 項に該当しない場合で、貸与品に不具合が発生した場合、SC は交換もしくは修理を行います。
6. 貸与品の交換及び修理に際して、貸与品内部に保存されているコンテンツやデータ等は全て消去します。保存が必要な場合は、加入者が事前に保存を行う必要があります。なお、有料のコンテンツは、SC もしくは au ID にて管理しているため、再度コンテンツをダウンロード等する際に料金を請求されることはありません。

#### 第 14 条（解約）

加入者は本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の 30 日前までに所定の用紙により SC に届け出るものとしします。

#### 第 15 条（休止）

加入者は、SC が提供する本サービスの休止を申し出ることはできません。

#### 第 16 条（知的財産権及び成果物の帰属）

本サービス上で提供される全てのコンテンツにかかわる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他の知的財産権は、すべて SC 及び提携事業者に帰属します。加入者はコンテンツの利用のみでできるものとし、コンテンツの二次利用及び第三者への転許諾等一切行うことはできません。

- 加入者がアンケート等で SC に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他の知的財産権は、すべて SC に帰属するものとし、加入者は自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとします。

#### 第 17 条（個人情報の取扱い）

SC の保有する加入者個人情報については、SC が別に定める「個人情報の取扱いについて」及び多チャンネル約款、インターネット約款に基づいて適正に取り扱います。

- SC は加入者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。
  - 加入者の確認や利便性の提供・向上、ならびにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務等のため。
  - 加入者のテレビの視聴状況や本サービスの使用状況、ならびに操作に関する記録と加入者の個人情報を利用し、営業・販売の促進やプロモーション、お勧め情報の提供を行うため。また、これらについてアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図り、あるいは集計・分析を行い、統計資料を作成するため。
  - 加入者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、SC の各種サービス・キャンペーン・イベント又は業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため。
  - 加入者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握し、サービスの向上に活かすため、及び応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
  - 上記（1）～（4）のほか、加入者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

#### 第 18 条（利用情報の取扱い）

SC は第 17 条の規定に基づき、視聴情報を含む利用情報を収集できるものとします。

- SC は前項に規定に基づき、収集した利用情報を動向分析に利用するものとします。
- 利用動向は、第三者へ開示することがあります。ただし、個人を特定できる情報の開示は行わないものとします。

#### 第 19 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第 20 条（合意管轄）

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、訴額に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第 21 条（定めなき事項）

本規約及び多チャンネル約款、インターネット約款に定めなき事項が発生した場合には、双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

#### （別表）料金表（税抜き）

##### 1.月額利用料

テレビサービスプラン	インターネットサービスプラン	ケーブルプラス電話	スマートステーション	月額利用料合計	備考
デジタルマックス	100Mコース（※1）	有り	有り	11,850円	STVB1台につき
		無し		10,750円	STVB1台につき
デジタル劇スポ		有り		10,350円	STVB1台につき
		無し		9,250円	STVB1台につき
デジタルレギュラー		有り		10,350円	STVB1台につき
		無し		9,250円	STVB1台につき

※1 スマートステーション専用コース。

※継続利用期間は2年間とします。期間内にサービスの変更・解約を行う場合は違約金10,000円をお支払いいただきます。

## 2.工事費等

設置及び撤去工事費	故障点検・補修費
実費	実費

## 3.損害金

STVB端末本体	専用リモコン	カスタマイズリモコン	取扱説明書
50,000円/台	3,000円/個	3,000円/個	実費

### 別記1（第4条関連）SCによるコンテンツサービス

コンテンツサービス	備考
TVポータルサービス	

### 別記2（第4条関連）提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

#### (注意事項)

※表示金額は税抜き価格となります。実際の請求は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を加算した金額となります。

#### 附則

##### (実施期日)

本規約は、平成26年2月1日より施行します。